

社会福祉法人美浦村社会福祉協議会

福祉車両貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 寝たきりになりがちな高齢者や心身障がい(児)者等が外出する場合に、社会福祉法人美浦村社会福祉協議会(以下「本会」という。)が用意する車椅子用の福祉車両を利用することにより外出が容易になり、もって要介護高齢者等の生活の質の向上及び、家族等の生活上の利便性に資することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 この事業の利用対象者は、次に掲げる者及び現に介護している家族等とする。

- (1) 美浦村に住所を有する在宅の寝たきり高齢者、認知症の高齢者
- (2) 美浦村に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が認めた者

2 会長は、公務遂行に必要な場合は、前条の目的に支障がない範囲で福祉車両の公務使用を許可することができる。

(利用手続等)

第3条 福祉車両の利用を希望する者(以下「利用者」という。)は、福祉車両利用登録申請書(様式第1号)を会長に提出し、会長は当該利用者情報を福祉車両利用者台帳(様式第2号)に記載する。

2 会長は、申出等により前条第1項に記載する条件に該当しなくなったことが確認された場合は、福祉車両利用者台帳から除籍する。

3 会長は、利用希望日の2月前の当該日より、利用申請を受け付ける。

4 利用者は、福祉車両利用申込書(様式第3号)を提出し、鍵及び運行記録簿を受領するものとする。

5 前条第1項第1号及び第2号による対象者からの申請の場合、事務局長が会長の職務を代理する。

(利用記録の記入)

第4条 本会は、車両運行記録を福祉車両運行記録簿(様式第5号)に記入するものとする。

(利用の開始、期限、経費等)

第5条 利用者が福祉車両を利用できる期限は、利用開始日から算定して3日以内とする。

ただし、特別な理由がある場合は、期限を延長することができる。

2 福祉車両の利用料は、1日あたり500円及び、走行距離1kmあたり15円を合算した額とする。

3 利用者が福祉車両を返却するときは、窓口に鍵及び運行記録簿を返却するとともに、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 利用中に生じた車両の損傷、不具合等の報告
- (2) 利用車両の内外を清掃

(運転者の遵守事項)

第6条 利用者のうち福祉車両を運転及びリフト操作する者は、運転の技術に習熟している運転免許証所持者とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 交通法規等を守り、安全運転に心がける
- (2) 疾病、過労、睡眠不足等により運転できない身体状況になった場合は、運転を速やかに中止し、当該状況が回復するまで運転は行わない
- (3) リフト操作にあっては、あらかじめ取扱説明書により操作等を理解し、安全対策に十分配慮する

(事故発生への対応)

第7条 運転者は、福祉車両を運転中に事故が発生したときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条の規定に基づき必要な措置を講じた後、速やかに会長に報告し、必要な指示を受けなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項においては、会長がその都度決定するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

福祉車両利用申込書

美浦村社会福祉協議会会長 殿

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話 _____

次のとおり福祉車両を利用したいので、申請いたします。

| | | | |
|-------|---|---------|--|
| 利用者氏名 | | 台帳登録番号 | |
| 運転者氏名 | | 利用者との続柄 | |
| 利用希望日 | 年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 | | |
| 利用の目的 | 1 病院への通院・入退院 2 福祉施設への送迎等 3 その他 () | | |
| 主な行き先 | 1 村内病院等 2 村外病院等 3 その他 () | | |
| 備考 | | | |

福 社 車 両 運 行 記 録 簿

| No. | 利用日・時間 | 運行地域 | 走行キロ数 | | 給油 | 備考 |
|-----|-------------|--------|-------|----|------|------|
| | 年 月 日 時 分から | 1 美浦村内 | 出発 | km | 走行距離 | スタンド |
| | 年 月 日 時 分まで | 2 美浦村外 | 帰着 | km | | |
| | 年 月 日 時 分から | 1 美浦村内 | 出発 | km | 走行距離 | スタンド |
| | 年 月 日 時 分まで | 2 美浦村外 | 帰着 | km | | |
| | 年 月 日 時 分から | 1 美浦村内 | 出発 | km | 走行距離 | スタンド |
| | 年 月 日 時 分まで | 2 美浦村外 | 帰着 | km | | |
| | 年 月 日 時 分から | 1 美浦村内 | 出発 | km | 走行距離 | スタンド |
| | 年 月 日 時 分まで | 2 美浦村外 | 帰着 | km | | |
| | 年 月 日 時 分から | 1 美浦村内 | 出発 | km | 走行距離 | スタンド |
| | 年 月 日 時 分まで | 2 美浦村外 | 帰着 | km | | |
| | 年 月 日 時 分から | 1 美浦村内 | 出発 | km | 走行距離 | スタンド |
| | 年 月 日 時 分まで | 2 美浦村外 | 帰着 | km | | |
| | 年 月 日 時 分から | 1 美浦村内 | 出発 | km | 走行距離 | スタンド |
| | 年 月 日 時 分まで | 2 美浦村外 | 帰着 | km | | |
| | 年 月 日 時 分から | 1 美浦村内 | 出発 | km | 走行距離 | スタンド |
| | 年 月 日 時 分まで | 2 美浦村外 | 帰着 | km | | |
| | 年 月 日 時 分から | 1 美浦村内 | 出発 | km | 走行距離 | スタンド |
| | 年 月 日 時 分まで | 2 美浦村外 | 帰着 | km | | |
| | 年 月 日 時 分から | 1 美浦村内 | 出発 | km | 走行距離 | スタンド |
| | 年 月 日 時 分まで | 2 美浦村外 | 帰着 | km | | |
| | 年 月 日 時 分から | 1 美浦村内 | 出発 | km | 走行距離 | スタンド |
| | 年 月 日 時 分まで | 2 美浦村外 | 帰着 | km | | |
| | 年 月 日 時 分から | 1 美浦村内 | 出発 | km | 走行距離 | スタンド |
| | 年 月 日 時 分まで | 2 美浦村外 | 帰着 | km | | |
| | 年 月 日 時 分から | 1 美浦村内 | 出発 | km | 走行距離 | スタンド |
| | 年 月 日 時 分まで | 2 美浦村外 | 帰着 | km | | |
| | 年 月 日 時 分から | 1 美浦村内 | 出発 | km | 走行距離 | スタンド |
| | 年 月 日 時 分まで | 2 美浦村外 | 帰着 | km | | |